

レンタサイクル利用規約

本利用規約（以下「本規約」）は、一般社団法人たばやま観光推進機構（以下「当機構」）が運営するレンタサイクル事業について、お客様（以下「利用者」）に遵守していただく事項について定めています。レンタサイクルをご利用の場合は、本規約の遵守をお願いします。

1. 利用申し込み

- 利用申し込みは、「レンタサイクル利用申込書」の記入を行ってください。
- お申し込み際に身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証）の提示をお願いします。
- 利用申込書に虚偽の記載をされた場合、利用をお断りする場合があります。
- 過去の利用時に本規約に違反された場合、または、当機構が適切ではないと判断した場合は、利用をお断わりする場合があります。

2. 利用料金

- 1日利用：1,200 円、 3 時間以内の利用：600 円
- 貸出時に予定時間の利用料金のお支払いいただきます。時間超過の場合は、返却時に差額をお支払いいただきます。

3. 利用時間

- 利用時間は、原則、午前 9 時から午後 4 時です。自転車の貸し出しや返却は必ず利用時間内に行ってください。
- 当機構の営業時間を過ぎて返却する際は、延滞金として 1 時間当たり、1,000 円をお支払いいただきます。

4. 利用条件

- 利用は中学生以上且つ、身長 150 cm以上の健康な方に限ります。
- お一人様につき一台の貸し出しになります。
- 貸し出しおよび返却は、1 日毎です。原則として日を連続して貸し出しはできません。
- 自転車の利用については、道路交通法及び関連法令、条例を遵守のうえ、交通マナーには充分留意してください。
- 国道沿いは交通量が多いため、充分注意してください。

5. 自転車の引き渡し

- 自転車の引き渡しにあっては、係員の取り扱い説明を受けるとともに次の事項について係員とともに点検・確認をしてください。
(ア)ホイールの固定

- (イ)タイヤの空気圧
- (ウ)サドルの高さ
- (エ)変速ギアの操作
- (オ)アシストスイッチの操作
- (カ)鍵、ライト等の付属品

6. 自転車の返却

- 申し込みの際に指定した時間内に当機構に返却してください。
- 自転車の回収業務は行いません。
- 返却が遅れる場合には、必ず当機構にご連絡ください。連絡がなく返却時間を大幅に過ぎる場合、所轄警察署に被害届及び、安全を考慮し行方不明者捜索願を提出する場合があります。

7. 自転車の故障・損傷

- 利用中に自転車の故障又は損傷があった場合、直ちに自転車の使用を中止し、速やかに当機構が指定する連絡先までご連絡ください。
- 当機構の事前の了承なく、利用者自ら自転車を修理された場合、修理代金を負担できません。
- 利用中に自転車が故障した場合は、当機構が指定する場所まで、持ち込んでください。
- 利用者に起因する自転車の故障・損傷については原則、修理に要した費用を全額ご負担していただきます。パンクについては、当機構で修理費用を負担します。ただしサイドカット、パンクを知らずながら利用等の利用者が起因でのパンクについては利用者に修理費用を全額、ご負担していただきます。
- 自転車がパンク又は走行不能になった場合には、当機構にご連絡ください。回収いたします。その際に代車に空きがございましたら手配を致します。
- 自転車の故障又は損傷によって利用者、その他第三者に損害が発生したとしても、当機構が起因する場合を除いて当機構は一切責任を負いません。

8. 鍵の紛失・破損

- 自転車の鍵を紛失・破損された場合は交換料 1,500 円をご負担していただきます。

9. 自転車及びレンタル用具の盗難・紛失

- 利用中に自転車及びレンタル用具の盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに所轄警察署及び当機構までご連絡ください。
- 盗難・紛失した場合、自転車及びレンタル用具代金をご負担していただきます。

10. 事故

- ご利用中に事故に遭われた際は、警察署に届けを出す等の法令で定められた処置をとるとともに、ケガ等がある場合は 119 番にご連絡ください。また、当機構に事故発生時の状況（日時、場所、原因、詳細、ケガの有無等）を必ず報告してください。

- 事故について示談等が必要な場合は、利用者の責任において行ってください。当機構では事故についての一切の責任を負いません。

11. 禁止事項

- 飲酒、二人乗り、無謀運転その他交通法規に違反する行為
- 危険個所、不適切な場所での利用
- 車両、歩行者等の通行の妨げになる場所での駐輪
- 自転車及びレンタル品の改造等の現状変更
- パンク等の自転車に異常が認められた場合の運転を継続する行為
- 利用申込者以外の第三者に使用させること

12. 貸し出しの拒否

- 次の以下に該当する場合は、自転車の貸し出しを拒否できるものとします。
 - (ア)利用者が前項に揚げた禁止事項を遵守できないと認められるとき
 - (イ)利用者が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき
 - (ウ)貸出期間が暴風雨等の悪天候のとき若しくはそれらが予測されるとき
 - (エ)その他当機構が適切ではないと認めたとき

13. 利用の取り消し

- 利用者が本規約に違反した場合は貸出期間中であっても利用を停止し自転車を速やかに返却していただきます。

14. 賠償責任

- 利用者は、本規約の各条項に定めるほか、利用者がレンタル自転車を利用して第三者又は当機構に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰さない事由による場合を除きます。

15. 免責

- 利用者は、理由の如何に関わらず、レンタル自転車を利用したこと又はレンタル自転車が利用できなかったことにより、自らに損害が生じた場合でも、当機構に故意又は重過失がある場合を除き、当機構がレンタル自転車の利用の対価として当該利用者より受領した金員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

-

16. 規約等の変更

- 本規約、休業日、営業時間、サービス内容は、予告なく変更されることがありますのでご了承ください。